

介護老人保健施設等設置の手引



埼玉県マスコット「さいたまっち」「コバトン」

令和5年7月

彩の国 埼 玉 県



【最近の法令等改正について】

1 地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 29 年 6 月 2 日施行)

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正による介護医療院の創設

新たな介護保険施設として、「介護医療院」が設けられました

(2) 介護療養型医療施設の廃止期限について

平成 18 年度の医療費適正化計画に伴う療養病床の再編成により、廃止されることになった介護療養型医療施設は、令和 6 年 3 月 31 日に廃止期限を迎えます。

それに伴い介護療養型医療施設に係る「なおその効力を有するもの」とされた介護保険法等の有効期限も同様に終了します。

⇒療養病床から転換する介護老人保健施設の基準緩和について (69 ページ)

2 介護老人保健施設及び介護医療院開設許可等事務の権限移譲について

さいたま市、川越市、川口市、越谷市、和光市については、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可の権限が移譲されています。

さいたま市、川越市、川口市、越谷市、和光市内での各施設の整備については、各市の担当部局にお問い合わせください。

⇒圏域別施設整備相談窓口一覧 (91 ページ)

3 病院又は診療所と介護保健施設との併設等について

(平成 30 年 3 月 27 日施行)

新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことにより、該当施設に介護医療院が含まれました。

4 介護療養型医療施設から移行して介護医療院を開設する場合の許可申請書類について

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正が令和 2 年 7 月 1 日に施行され、介護療養型医療施設から移行して介護医療院を開設する場合の許可申請書類について、一部を省略させることができることとされました。詳細については当該介護保険法施行規則を確認し、該当する場合には計画予定地を管轄する福祉事務所等と相談してください。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした、感染症対策にも留意した施設を設置してください。

目 次

1 介護老人保健施設及び介護医療院の設置にあたって -----	1
2 各施設の概要-----	2
(1) 介護老人保健施設 -----	2
(2) 介護医療院 -----	3
○開設手続きフローチャート -----	4
○増床・改修フローチャート -----	5
3 施設整備の手続き（介護老人保健施設／介護医療院）	
(1) 整備の相談 -----	6
【相談にあたって留意していただきたいこと】	
【市町村担当部局と事前によく相談しましょう】	
【施設についてよく知りましょう】	
【土地を確保するにあたっては次の点に注意しましょう】	
【地元の同意を得ておきましょう】	
【資金計画を立てましょう】	
【開設後の増床、改修について留意していただきたいこと】	
(2) 開設計画書等の提出等 -----	11
【基本設計を進めましょう】	
※ユニット型介護老人保健施設について	
【開設計画書等を作成します】	
(3) 埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会 -----	13
【審査委員会の審査があります】	
【審査結果について連絡を受けたら】	
(4) 建物や竣工した後の手続きについて -----	14
(5) その他 -----	14
【独立行政法人福祉医療機構融資の申込み手続きなど】	
4 補助金について -----	15
(1) 施設整備に関する補助金	
(2) 他の主な補助金	
5 施設の開設手続き（介護老人保健施設／介護医療院） -----	16
【開設申請のために】	
【開設許可の申請など】	
【施設空き情報・入所待ち情報の提供について】	
6 実地検査の実施（介護老人保健施設／介護医療院） -----	17
(1) 検査の時期	
(2) 立会人	
(3) 検査する事項	

資料編

1 9

○介護老人保健施設等の開設計画書等作成に当たっての留意事項	-----	2 0
・介護老人保健施設開設計画書（様式第4号－1）		
・介護老人保健施設増床・改修計画書（様式第4号－2）		
・介護医療院開設計画書（様式第4号－3）		
・介護医療院増床・改修計画書（様式第4号－4）		
・療養病床等転換計画書（様式第4号－5）		
・介護老人保健施設開設（又は介護医療院）・増床・改修計画書提出確認表		
・（主に改修工事による）療養病床等転換計画書提出確認表		
・施設運営収支計画表（短期）（様式第5号－3）		
・施設運営収支計画表（長期）（様式第5号－4）		
・借入金償還計画表（様式第5号－5）		
・負債額自己申告書（様式第5号－6）		
・人員配置計画書（新設の場合）（様式第5号－7）		
・人員配置計画書（増床の場合）（様式第5号－8）		
・人員確保計画書（様式3号－9）		
・人員確保スケジュール表（別紙）		
・土地取得状況等整理表		
・隣地権者の同意状況一覧表		
・土地譲渡確約書（例）		
・寄附申込書（例）		
○介護老人保健施設及び介護医療院の主な人員、設備基準について	-----	5 9
○計画書確認事項一覧表	-----	6 2
・人員基準	-----	6 2
(1) 介護老人保健施設		
(2) 通所リハビリテーション		
※1　日中における職員配置基準について		
※2　夜勤職員の配置基準について		
※3　管理者について		
・施設及び設備基準	-----	6 5
(1) 従来型介護老人保健施設		
(2) ユニット型介護老人保健施設		
(3) 共通事項（従来型・ユニット型）		
・従来型とユニット型が併設する場合の施設基準について	-----	6 8
・療養病床等から転換する介護老人保健施設の基準緩和について	-----	6 9
・介護老人保健施設と病院等が併設される場合の基準緩和について	-----	7 1
・認知症専門棟（認知症ケア加算）の施設基準について	-----	7 2
・サテライト型小規模介護老人保健施設の基準緩和について	-----	7 3
・医療機関併設型小規模介護老人保健施設の基準緩和について	-----	7 5
・特別な療養室の提供に係る基準について	-----	7 6

○介護医療院の主な人員、設備基準について -----	7 7
○計画書確認事項一覧表 -----	7 7
・人員基準 -----	7 7
(1) 介護医療院	
※ 1 日中における職員配置基準について	
※ 2 夜勤職員の配置基準について	
※ 3 管理者について	
・施設及び設備基準 -----	8 0
【従来型】	
【ユニット型介護医療院】	
【共通基準】	
・療養病床等から転換する介護医療院の経過措置について -----	8 4
・介護医療院と病院又は診療所が併設される場合の緩和基準について -----	8 5
○療養病床等から転換する介護老人保健施設及び -----	8 6
介護医療院の基準緩和について	
○審査確認事項一覧 (社会福祉法人認可等審査要領) -----	8 7
○埼玉県高齢者支援計画・老人福祉圏域 -----	9 0
○圏域別施設整備相談窓口一覧 -----	9 1

1 介護老人保健施設及び介護医療院の設置にあたって

介護老人保健施設及び介護医療院は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護療養型医療施設と並ぶ介護保険施設のうちの一つです。

介護老人保健施設は、入所者に対し個々の施設サービス計画に基づいた看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、自立した日常生活を可能にするとともに、入所者の居宅への復帰を目指すものです。

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになります。

両施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めなければなりません。

また、介護老人保健施設及び介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める必要があります。

介護老人保健施設及び介護医療院の管理者は原則医師ですが、このように病院及び診療所とは異なる性格をもつ施設です。

介護老人保健施設及び介護医療院の設置にあたっては、事前にこれら施設の目的、性格及び運営等について十分理解されたうえ、明確な運営方針を持って臨まれますようお願いします。

介護保険制度の下で質の高い介護サービスを提供するためには、自ら、各法令通知を読み、先進事例を視察・研究していくといった積極的な姿勢が整備予定者に求められます。希望すれば、開設が許可されるものではありません。

2 各施設の概要

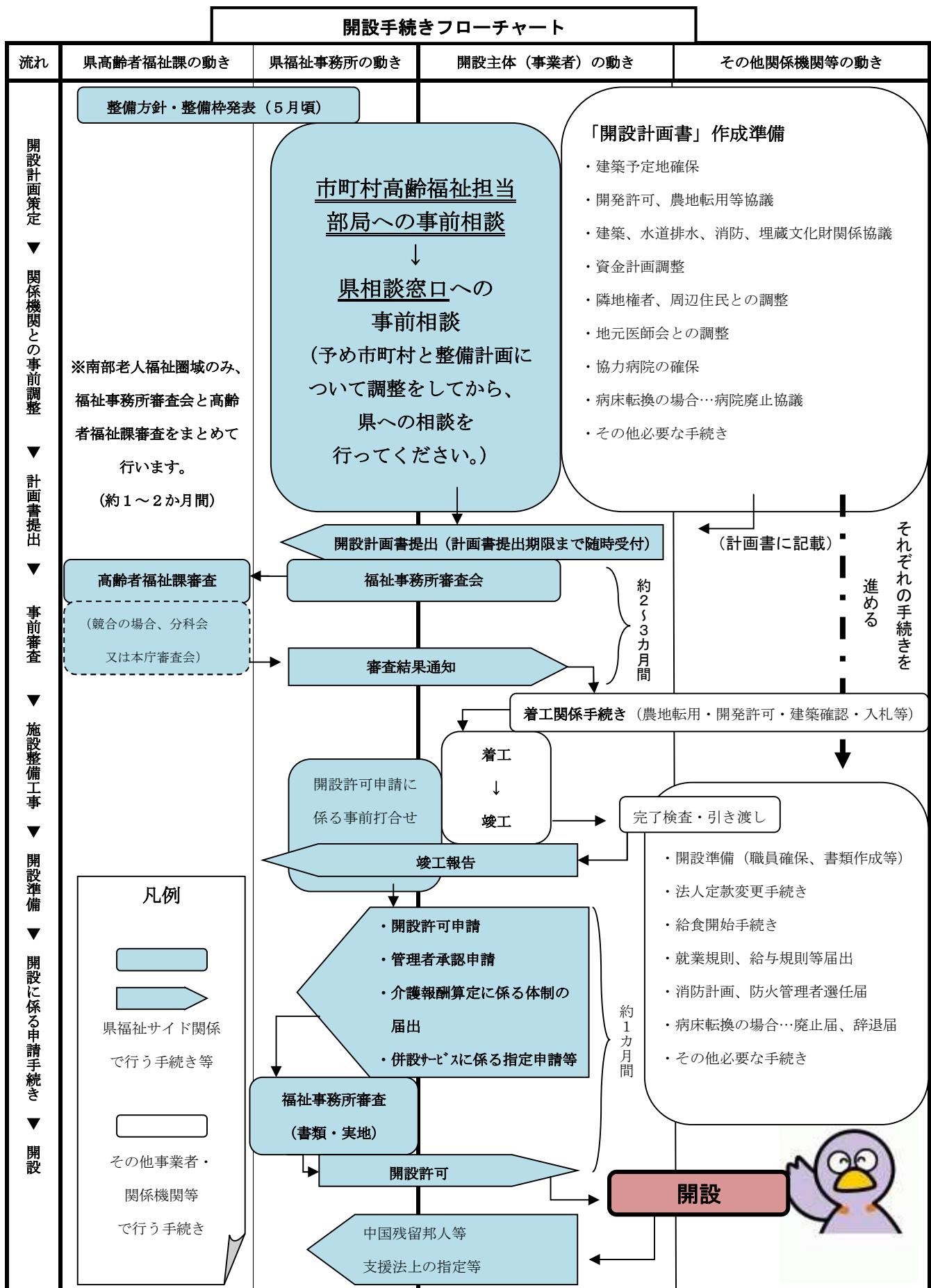
(1) 介護老人保健施設

項目	説明
概念	病状定期にある要介護度1～5の高齢者等に対し、看護、医療及びリハビリテーションとともに、レクリエーション、介護等の日常生活サービスを提供し、在宅復帰を目指す施設
根拠法令	介護保険法第8条第28項
入所対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の第1号被保険者で要介護状態（要介護1～5）と認定された者 ・40歳以上65歳未満の第2号被保険者で要介護状態（要介護度1～5）であって、その原因が特定疾病によるものと認定された者
設置主体	医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、厚生労働大臣が定める者
開設方法	<p>施設整備後、都道府県知事の許可を取得（事前協議制を実施）</p> <p>※さいたま市内、川越市内、川口市内、越谷市内、和光市内で開設する場合は、市長の許可を取得</p> <p>※施設内の（介護予防）短期入所療養介護及び（介護予防）通所リハビリテーションの指定については、許可時に「みなし指定」となる。</p>
人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号） ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号） ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第44号厚生省通知)
主な運営費	介護報酬、利用料（入所者負担のもの）
施設の類型	<ul style="list-style-type: none"> ① ユニット型介護老人保健施設 少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに、入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの ② 従来型介護老人保健施設 ユニット型老健以外の施設 ③ 小規模介護老人保健施設 <ul style="list-style-type: none"> a サテライト型小規模介護老人保健施設 本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の施設 b 医療機関併設型小規模介護老人保健施設 病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の老健であってサテライト型小規模介護老人保健施設以外のもの ④ 介護療養型老人保健施設 療養病床等から転換した介護老人保健施設のうち、（ユニット型）介護保健サービス費（II）若しくは（ユニット型）介護保健サービス費（III）を算定する施設

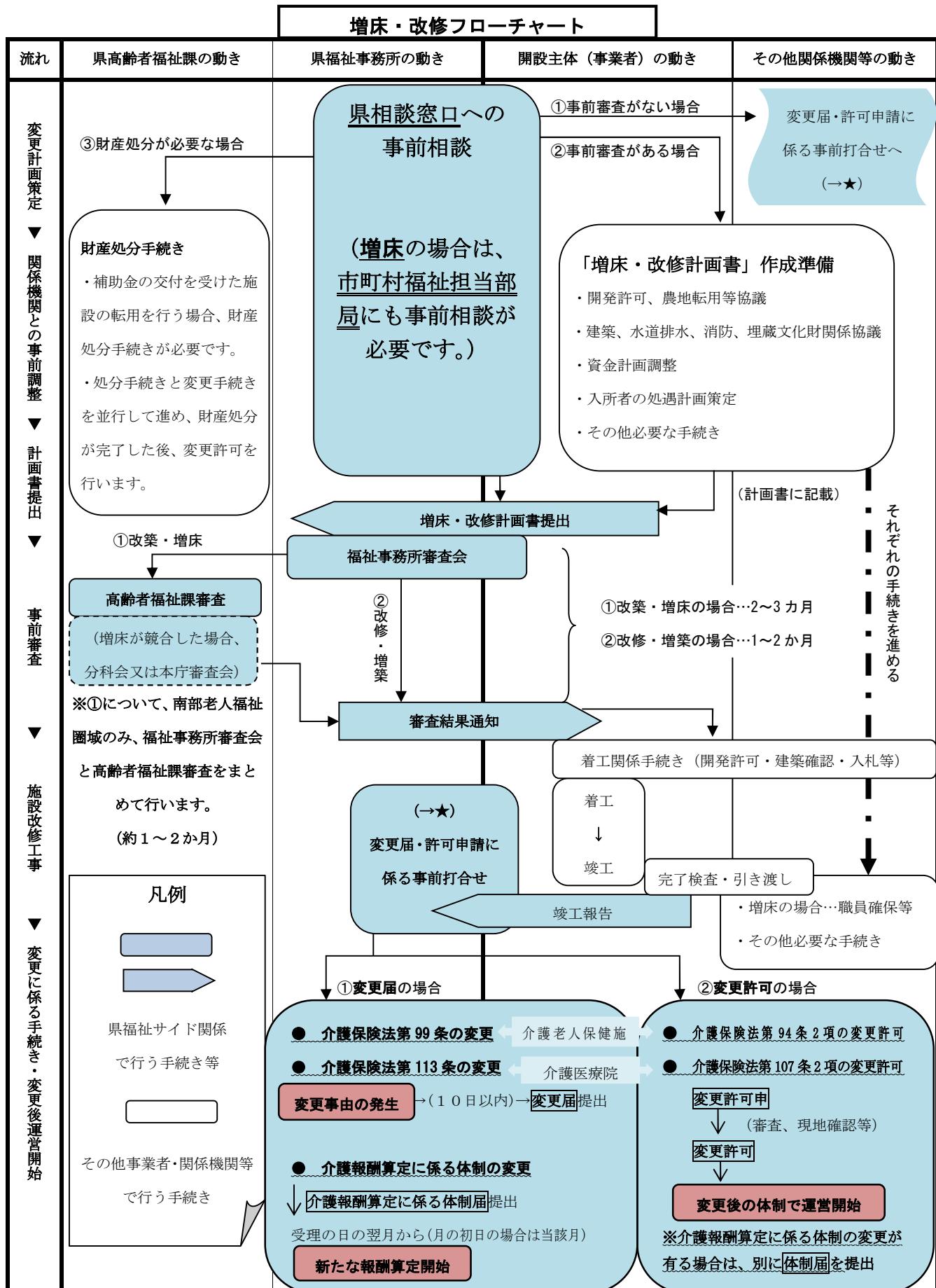
(2) 介護医療院

項目	説明
概念	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。
根拠法令	介護保険法第8条第29項
入所対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の第1号被保険者で要介護状態（要介護1～5）と認定された者 ・ 40歳以上65歳未満の第2号被保険者で要介護状態（要介護度1～5）であって、その原因が特定疾病によるものと認定された者
設置主体	医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、厚生労働大臣が定める者
開設方法	<p>施設整備後、都道府県知事の許可を取得（事前協議制を実施）</p> <p>※さいたま市内、川越市内、川口市内、越谷市内、和光市内で開設する場合は、市長の許可を取得</p> <p>※施設内の（介護予防）短期入所療養介護及び（介護予防）通所リハビリテーションの指定については、許可時に「みなし指定」となる。</p>
人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号） ・ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号） ・ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月22日老老発0322第1号厚生省通知）
主な運営費	介護報酬、利用料（入所者負担のもの）
施設の類型	<p>① ユニット型介護医療院 少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに、入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの</p> <p>② 介護医療院 ユニット型介護医療院以外の施設</p>
療養床の類型	<p>① I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるもの。</p> <p>② II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のもの。</p>

※計画内容によっては手続きが異なることがあります。詳細は各手続きの窓口にご確認ください。



※計画内容によっては手続きが異なることがあります。詳細は各手続きの窓口にご確認ください。



3 施設整備の手続き（介護老人保健施設／介護医療院）

（1）整備の相談

【相談にあたって留意していただきたいこと】

整備計画については、まず計画の実現性を見極める必要があります。
そのため、土地の購入や設計図等の事前の準備に多額の費用をかける前に、
関係機関との調整を十分に行ってください。

ア 整備の相談窓口は、市町村を管轄する県福祉事務所及び高齢者福祉課（以下、福祉事務所等）です。

（さいたま市内、川越市内、川口市内、越谷市内、和光市内での整備を希望する場合には、各市の担当課へお問い合わせください。）

⇒圏域別施設整備相談窓口一覧（91ページ）

イ 整備相談には必ず法人代表者本人及び管理者予定者が来所してください。同行者については事務担当者及び設計業者の建築士その他県福祉事務所長又は高齢者福祉課長が必要と認めた者に限定させていただきます。

ウ 管理者予定者は、医師を原則とします。

⇒人員基準（老健 62 ページ、医療院 77 ページ）

なお、介護老人保健施設及び介護医療院の管理者となるためには、知事の承認が必要です。

(承認基準)

介護老人保健施設
○介護保険施行条例 第356条（平成24年埼玉県条例第66号）
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 23条 (平成11年3月31日厚生省令第40号)
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について 第4の19 (平成12年3月17日老企第44号厚生省通知)
○介護老人保健施設の管理者の承認基準（平成22年3月16日福祉部長決裁）
介護医療院
○介護保険施行条例 第438条の26（平成24年埼玉県条例第66号）
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 26条 (平成30年1月18日厚生労働省令第5号)
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について 第5の18 (平成30年3月22日老老発0322第1号厚生労働省通知)

エ 法人代表者及び管理者予定者には、開設計画書等を提出していただいた後、県福祉事務所等の審査委員会に出席し、開設（増床、改修等）の趣旨及び事業計画等を説明していただきます。

審査の段階で計画の熟度が低いと判断されると、他の計画と比較し適当と認められない理由ともなります。提出前に、十分な準備を行ってください。

⇒審査委員会について（13ページ）

オ 施設整備等に必要な相談指導に従っていたけない場合は、相談を打ち切らせていただきます。

カ また、社会福祉法人が介護老人保健施設を運営する場合、その事業形態は第2種社会福祉事業か公益事業のいずれかとなりますので、次の点に注意してください。

（なお、社会福祉法人が介護医療院を運営する場合は、公益事業となります。）

- ・ 第2種社会福祉事業として介護老人保健施設を運営する場合には、開設予定市町村（場合により近隣市町村を含む）における生活保護世帯、市町村税免税者等の統計資料を求め、「無料又は低額」での利用が見込めるのか否かを審査します。
- ・ 第2種社会福祉事業として運営する場合、その用に供する不動産は法人の基本財産となり、知事の承認無しには担保に供することはできません。
- ・ 公益事業として介護老人保健施設及び介護医療院を運営する場合には、その事業は社会福祉事業の付随的なものでなければなりません。したがって、当該事業の規模が過大でなく、当該事業が法人の主たる目的と見られるようなものでないことが必要です。

【市町村担当部局と事前によく相談しましょう】

ア 各市町村には高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画のほか都市計画等があり、施設の整備については市町村長の理解が不可欠です。

イ 県が介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可をするにあたっては市町村長に意見を求めなければならないとされています。そのため市町村長の意見については県が直接市町村に確認しますが、事業者の皆様も、事前に市町村のどの地域にどのような福祉サービスが必要とされているのかを市町村の計画を確認し、**市町村担当部局とよく相談する必要があります**。また、地域包括支援センターなど市町村からの受託事業がある場合には、その設置運営についても市町村の意向を十分確認してください。

ウ 土地建物については開発建築部局、農地を転用する場合には農林部局、埋蔵文化財関係では市町村教育委員会など、福祉部局以外にも協議が必要となる場合があります。農振除外など時間がかかる手続きもありますので、単なるあいさつ程度ではなく、スケジュールを含む実務的な調整を十分行うよう御注意ください。

都市計画法の改正により、市街化調整区域等で整備する介護老人保健施設及び介護医療院については、開発等の許可が必要となっています。

エ 市町村への相談は、必ず県福祉事務所等への相談と並行して進めてください。また、設計業者やコンサルタントではなく、必ず設置主体の法人代表者本人及び施設長予定者が相談に行くようにしてください。

【施設についてよく知りましょう】

ア 施設の性格をよく理解し、開設までの諸手続や開設後の運営について十分な研究をしてください。

イ 建築、消防、保健等の関係各機関を訪ねたり、資料を集めるなどして十分検討してください。

ウ 既存の施設等を訪問し、運営の実態を知ることも大切です。

エ 上記事項について理解等が十分でない場合は、相談を打ち切らせていただくことがあります。

【土地を確保するにあたっては次の点に注意しましょう】

ア 施設の立地条件については、利用者である高齢者が長期間にわたり介護を受けながら生活する場でもあることから、一般住民が生活している区域から遠距離のところで孤立していることは望ましいとは言えないので、都市計画の区域区分や住宅街からの距離・交通網等、今後の近隣の開発計画等を総合的に勘案し、利用者の心情に配慮した地域に立地する必要があります。

イ 土地の広さは、施設基準を満たすとともに生活の場としてゆとりある構造の建物が建設でき、十分な駐車スペースも確保できることが必要です。

ウ 自己所有地であることが原則ですが、それにより難い場合には、国若しくは地方公共団体からの無償貸与地も認められています。医療法人の場合は、国若しくは地方公共団体以外の者から有償貸与を受けることも可能です。(この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記しなければなりません。)

エ 開発許可に関する相談は、必ず県福祉事務所等への相談と並行して進めてください。農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、建築基準法や市町村の宅地開発指導要綱等に抵触しないか、埋蔵文化財や国有地等の問題がないか、著しい地盤沈下の恐れはないか等、関係機関（市町村、農林振興センター及び県建築安全センター等）に確認をしてください。

特に市街化調整区域に整備する場合は、開発等の許可が受けられる見込みがあるかを関係部局に十分確認してください。

オ 上水道、排水処理の方法や排水先について問題がないか確認し、関係行政機関等

の意見をとりまとめた報告書を作成してください。

カ 用地取得費用には補助制度はありません。

キ 当該土地に付いている担保物権や用益物権は、指定期日までに抹消していただきます。

ク 適正配置の関係で、他の介護老人保健施設と接近し過ぎている場合には設置が認められないことがあります。

ケ ハザードマップや土砂災害警戒区域等に指定されているか等確認をしてください。災害レッドゾーン（都市計画法において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地）及び災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）における新規整備は、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、認めません。ただし、次に掲げる場合、災害イエローゾーンにおける新規整備を認めることとします。

(ア) 土砂災害警戒区域又は浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdのすべてに該当すること。

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること。

a 新規整備を行う施設の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

b 新規整備を行う施設の事業用地が所在する市町村において、災害イエローゾーンにおける施設の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 新規整備を行う施設又は施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な非難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 新規整備を行う施設の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

また、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金における補助事業の1つに「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備」に対する補助がありますが、令和5年度以降に災害イエローゾーンにおいて新規整備した施設については、当該補助事業の対象とはなりません。

【地元の同意を得ておきましょう】

ア 隣接地権者の同意が必要ですが、それ以外にも周辺自治会や工事の影響を受けると思われる場所の住民等に対し説明会を開くなどして周辺住民の理解と協力を得る必要があります。

イ 同意を得る目的は、単に、隣接地に施設を整備するから了承を得るというだけではありません。施設は、地域の中で運営されるものであり、その立地にあっては、地域の理解と協力を十分に得る必要があります。施設の利用者と地域住民との交流なども、地域に開かれた施設運営の観点から重要となります。

具体的には、理解不足などから地元住民の反対運動により整備計画の変更や、中断などとならないようにすること、施設の工事中には、できる限り迷惑をかけないように配慮すること、施設ができた後には、地域の一員として加えて欲しい旨、地元住民の合意を得ておく必要があります。また、施設に万一何か起きた場合の近隣住民や自治会の協力についてもよく話し合い、合意を得ておくことを求めるものです。

このような趣旨から、法人代表者は誠意を持って、近隣住民や自治会の理解と協力を得られるように説明会等を行うように指導しているものであり、また、隣接地権者からは同意を得るように求めています。

ウ 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておく必要があります。入所者の病状悪化による救急搬送時に、協力病院にて積極的に受入が行われるよう、事前に協力病院の実情を十分に調査するとともに、日頃から協力病院との円滑な関係づくりに努めてください。

【資金計画を立てましょう】

ア 資金計画を立てる上で最も重要な点は、総事業費がいくら必要なのかという見積をしっかりとすることです。予想外の出費がかさみ事業途中で計画倒れということは許されません。

イ 自己資金については、計画策定時に確実な資金が存在していることが必要です。将来の不動産や有価証券の売却益を見込むような計画は認められません。

ウ 独立行政法人福祉医療機構からは低利の融資が受けられますが、実効性のある返済計画が必要となります。早めに相談に行き、融資の確実性について見込みを立てておく必要があります。

⇒独立行政法人福祉医療機構への申込み手続き（14 ページ）

エ 寄附金を見込む場合には、寄附の確実性を確認するために、贈与契約書、預金残高証明書などの証拠書類の提出を求めます。また、必要に応じて預金通帳等の提示を求めます。

オ 前述のように、用地取得費用についての補助制度はありませんが、その資金財源は明らかにしてください。

カ 事業開始時の運転資金として年間施設運営費の最低 2／1 2 以上に相当する額

の現金又は預金を、事前に準備してください。

介護保険施設については、事業開始後、介護報酬が実際に入金されるまでには2か月以上かかることを特に考慮してください。

(4月1日介護保険事業開始の場合、介護報酬の入金は6月末になります。)

キ 同時期に整備する他の事業計画（病院、特別養護老人ホーム等）がある場合は、法人全体の資金計画及び返済計画を提出してください。

【開設後の増床、改修等について留意していただきたいこと】

増床や改修、施設の用途変更を行う場合は、変更許可申請又は変更届を提出する必要があります。

改修又は自費整備による大規模修繕若しくは増築（定員の増加を伴わず、居室面積等、基準が数値で示されている事項の変更を伴わないものに限る）を除いて、県の事前審査を行います。

これまで説明してきた事項を確認の上、特に次の点に留意してください。

ア 増床については、市町村担当部局との事前相談や地元の同意などが必要になります。

また、定員増となりますので、人員基準や施設基準等の見直しを行ってください。

イ 事前に、増築部分の整地に係る費用や既存施設の耐震性判断等の調査も十分に行ってください。

ウ 工事の騒音や振動等の程度、工期などを把握し、工事付近の入所を制限するなど工事中の入所者に対する処遇計画を立ててください。

エ 工事中入所者を転居させる場合は、転居先の建物も基準を満たしている必要があります。

オ 事前に入所者及びその家族に対し十分な説明を行い、他施設への入所希望等があればきちんと対応してください。

カ 既に交付している補助金の種類及び金額を確認してください。認知症老人処遇加算、認知症専門棟加算を受けている場合は、補助対象の専用デイルーム、家族介護教室又は回廊式廊下は残さなければなりません。

キ 補助金を使用して整備した施設を当初の目的以外の用途に転用や取り壊し、譲渡などをする場合は、財産処分手続きを必要です。この場合、財産処分が完了した後に、変更許可等の手続きを行います。

⇒増床・改修フローチャート（5ページ）

（2）開設計画書等の提出

【基本設計を進めましょう】

ア 設計に当たっては、信頼のおける設計業者を選定することが大切ですが、法人代表者や管理者予定者が、自らの経験や研究を基に立案することが重要です。たくさんの施設を見学し研究を重ね、地域に期待される施設づくりを行ってください。

- イ 介護老人保健施設及び介護医療院では、短期入所療養介護（ショートステイ）、通所リハビリテーション（デイケア）などのサービスを併せて提供し、在宅サービスの拠点としても整備します。
- ウ 併設する施設（地域包括支援センター等）によっては市町村ともよく相談をしてください。
- エ 施設には、県や厚生労働省が条例・省令・通知等で定めた設置基準（「介護保険法施行条例」等）があります。この基準を満たすことは当然ですが、敷地内での施設の配置、位置について、療養室は極力南向きにするなど、日照の確保や居住環境への配慮も大切です。また、介護者の動線確保、緊急時の避難路、及び近隣の民家への配慮など設計上考慮すべきことはたくさんあります。特に、バリアフリーに関しては、当然に考慮すべきことであり関係法令をよく参考にしてください。また、厨房の設計は、衛生上の問題がありますので、必ず所管の保健所に相談してください。
- オ 介護老人保健施設及び介護医療院は、感染症や災害が発生した場合であっても最低限のサービス提供を維持していくことが求められています。事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成してください。令和3年度から作成が義務化されており、令和6年4月1日から完全義務化となります（令和6年3月31日までは経過措置期間）。
- カ 駐車スペースは必要です。通所リハビリテーションを行う場合には、送迎バスのためのスペースも必要になります。施設の規模や併設施設、立地条件に応じて確保してください。
- キ 安らぎの空間として、建物周辺には植栽を施すことも大切です。市町村によっては、敷地面積の一定割合について緑化を求められるところもあります。
- ク なお、法令等で定められている設置基準は、最低水準を示すものです。圏域内の優先順位を付ける場合には、最低基準を満たしていることは当然のことであり、その他、介護サービスの質を高めるために、食事、入浴、排泄などケアに対する事業者の考え方がどれだけ設計に反映されているのか、また、療養室の配置、土地利用等を相対的に比較することになりますので、よりよい設計を企画してください。
- ⇒施設及び設備基準（59ページ）

※ユニット型について

ユニットケアは、在宅に近い居住環境の下で、入居者一人一人の個性や生活リズムを尊重し、また、入居者相互が人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行うものです。

したがって、整備予定者自身が、どのような介護サービス（食事、入浴、排泄等）を提供しようと考えるのか、よく検討して設計に反映させることが重要です。

また、ユニットケアの拠点となる共同生活室が各療養室から離れていたり、他の

ユニットとの仕切りが設けられていない設計が見受けられます。ユニットケアには入居者の自律的な生活を保障する療養室と少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室が一体的に構成されているユニットづくりが必要です。

【開設計画書等を作成します】

ア 開設計画書等の作成に当たっては、必ず「介護老人保健施設／介護医療院の開設計画書等作成に当たっての留意事項」を読んでから作成してください。

⇒介護老人保健施設／介護医療院の開設計画書等作成に当たっての留意事項（20ページ）

イ 開設計画書等に必要な主な関係書類については、資料編の「計画書提出確認表」にあるとおりです。

計画書作成の際には、「計画書提出確認表」の提出時の確認事項を満たしているかを「法人✓欄」で確認し、目次として提出してください。

⇒計画書提出確認表（44～46ページ）または（47, 48ページ）

ウ 所定の様式による開設計画書等を所管の県福祉事務所等に2部提出してください。（蕨市及び戸田市については、高齢者福祉課に1部のみ提出してください。）
提出方法等については所管の福祉事務所等に相談してください。

また、整備や転換に係る補助金を受ける場合は、事前に関係機関と十分調整してください。

⇒補助金について（15ページ）

エ 県の定めた期日を経過したものや必要な書類が添付されていないものについては、計画書の要件を満たしていないため、受け付けることはできません。したがって、審査の対象となりません。

オ 開設計画書等提出後の計画内容の変更は、原則として認められません。十分な検討をして立案してください。

（3）埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会

【審査委員会の審査があります】

提出された開設計画書等について、県福祉事務所等の審査委員会において審査を行い、整備計画が適と判断されたものについて、さらに県高齢者福祉課において審査を行います。（複数の整備計画が競合した場合は、本庁審査委員会または分科会で選考を行います。）

審査の結果は、県福祉事務所等から通知します。

適用するもの

- 介護保険法施行条例
- 介護保険法等関係法令・通知
- 社会福祉法人認可等審査要領（87ページ）

【審査結果について連絡を受けたら】

審査結果通知後、1年以内の事業着手に努めてください。なお、適當と認められた事業計画について、審査結果の通知を受けた年度の翌年度末までに正当な理由なく施設の整備に着手しない場合、当該事業計画に係る決定を取り消す場合があります。

農業振興地域の除外、農地転用、開発等の許可などの諸手続はそれぞれの担当部局と相談の上進めてください。

(4) 建物が竣工した後の手続きについて

- ア 竣工時に県福祉事務所等に報告してください。
- イ 建物の保存登記が完了したら、基本財産の増加について速やかに定款変更の手続きを行ってください。

(5) その他

【独立行政法人福祉医療機構融資の申込み手続きなど】

- ア 返済計画がしっかりとできていないと、手続きに時間がかかります。
- イ 申込みに必要な知事の意見書は県福祉事務所等を通じて交付します。

独立行政法人福祉医療機構

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 (ヒューリック神谷町ビル9階)

福祉医療貸付部医療審査課 電話 03-3438-9940

4 補助金について

(1) 施設整備に関する補助金

【定員30人以上の介護老人保健施設の整備】

県による介護老人保健施設の整備についての補助はありません。

【定員29人以下の介護老人保健施設の整備】

市町村による補助制度があります。補助を受ける場合は、市町村担当部署と十分調整を行ってください。

- 配分基準単価…56,000千円／1施設

(2) その他の主な補助金

【介護療養型医療施設からの転換】

転換床数30床以上 の場合は県、29床以下の場合は市町村による補助制度があります。補助を受ける場合は、担当部署と十分調整を行ってください。

- 配分基礎単価（転換床数30床以上・29床以下共通）
 - ・創設（既存の施設を取り壊さずに新たに施設を整備）…2,240千円／転換床数
 - ・改築（既存の施設を取り壊して新たに施設を整備）…2,770千円／転換床数
 - ・改修（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等））…1,115千円／転換床数

⇒療養病床から転換する介護老人保健施設の基準緩和

及び介護医療院の経過措置について（69・84ページ）

【介護施設等の施設開設準備経費等支援事業】

施設の開設のために必要な初度経費について、定員30人以上の場合は県、29人以下の場合は市町村による補助制度があります。補助を受ける場合は、担当部署と十分調整を行ってください。

【定期借地権設定のための一時金の支援事業】

用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について、定員30人以上の場合は県、29人以下の場合は市町村による補助制度があります。補助を受ける場合は、担当部署と十分調整を行ってください。

5 施設の開設手続き(介護老人保健施設／介護医療院)

【開設申請のために】

- ア 施設職員の配置基準を満たしているか再度確認してください。職員配置は、施設サービスの根幹となるものです。予定した職員が開設の際に配置できなかつた場合には、開設許可が得られなくなる場合もありますので、十分な準備が必要です。介護保険法上の配置基準は、あくまで最低基準です。また、資格の必要な職種にも注意してください。不明な点は県福祉事務所等に照会するようにしましょう。
- イ 施設の就業規則、給与規程、消防計画などの諸規程を整備し、労働基準監督署や消防署などへ届け出してください。
- ウ 給食に係る届出を保健所に提出してください。
- エ 併設施設によっては、市町村との委託契約締結が必要なものがあります。
- オ ユニット型施設では、厚生労働省の解釈通知により、職員のユニットリーダー研修の受講が義務付けられています。ユニットリーダーに就任する職員のうち、2名以上（2ユニット以下の施設の場合は1名以上）の職員に、ユニットリーダー研修を受講させてください。

【開設許可の申請など】

- ア 施設のオープン予定日に開設するためには、事前に開設許可及び管理者について承認を受ける必要がありますので、遅くとも1か月前には申請書（手数料納付（介護老人保健施設のみ）及び管理者の承認申請書）を提出してください。
- イ また、介護報酬に関する届出（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）を行う必要があります。
- ウ 添付書類の内容が整っていないと許可等できません。不必要に時間をとられないためにも、事前に県福祉事務所等とよく相談することが大切です。
- エ 職員の免許資格を証明する書類には、裏面にも変更事項等が記載されている場合があるので、写しをとる際には必要に応じて両面をコピーしてください。
- オ 許可申請後、事前協議の図面どおり建設されているか、職員配置及び各種書類の整備等について実地検査を行います。
- カ 指定居宅介護支援事業又は指定居宅サービス事業などの併設施設については、介護保険法上の指定を受ける必要がありますので、これらの手続きについても早めに市町村及び県福祉事務所等に相談してください。

【施設空き情報・入所待ち情報の提供について】

県では、介護老人保健施設・介護医療院の空き情報・入所待ち情報やショートステイの空き情報について、県内各施設の協力により、県のホームページで公開しています。施設を開設された法人に対しては、別途施設空き情報の提供への協力を依頼しています。

【特養・老健】空床・入所待ち情報提供システム

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/koreisya-nyukyo/2-jyouhouteikyou22.html>

施設空床・入所待ち情報(介護老人保健施設) 東部圏域									
事業所の詳細についてはこちらをクリックして 事業所名で検索してください。		(老人保健施設は、看護、医療的管理の下におけるリハビリ、医療等の必要のある方が入所する施設であるため、介護度別の 待機者内訳は掲載しておりません。)							
情報更新日 平成28年4月25日		※ [] 部分については、直接施設にお問い合わせください。							
No.	設置・運営主体	施設名 所在地 電話番号	施設定員	定員のうち、ユニット型の定員	ショートステイ	認知症専門棟	入所待ち数	空床数	施設からのコメント
1	(医)春明会	ちとせ 春日部市下大増新田81-1 048-733-1000	100						
2	(医財)明理会	春日部ロイヤルケアセンター 春日部市轟谷中2622-2 048-719-5771	150	0	0	50	5	0	在宅強化型老健として運営しております。リハビリだけでなく看取りケアや認知症ケアの充実に努めています。
3	(医社)心司会	しょうわ 春日部市下柳1088 048-719-2111	124	無し	124	49	無し	有り	認知症専門医が常駐しているので、重度の認知症の方もお引き受けします。詳しくはHPをご覧ください。 http://www.showa.or.jp
4	(医社)みどり会	春日部認知症保健福祉センター 春日部市増富36 048-753-5555	29	0	0	29	1	1	認知症を持つ方の専門の老人保健施設です。メリハリのある生活リズムや心と身体のリハビリを通して、認知症症状の進行を緩やかにすることや、症状の緩和をめざしながら、利用者ニーズを満たせる生活支援に取り組んでいます。
5	(医社)庄和会	きんもくせい庄和 春日部市上金崎28 048-746-3122	25	無	空床利用	無	0	0	

6 実地検査の実施(介護老人保健施設／介護医療院)

法人からの介護保険施設許可申請を受けて、書類審査とともに実地検査を実施しますので、予め念頭に置きながら施設整備及び開所準備を進めてください。

実地検査の詳細については、県福祉事務所等から連絡しますが、主な内容は次のとおりです。

(1) 検査の時期

建築物の工事が完了し行政検査を受けた後、速やかに介護保険施設許可申請書を県福祉事務所等へ提出してください。書類審査とともに実地検査を実施します。

(2) 立会人

検査に対応できる法人等の役職員、設計事務所（工事監理者）及び工事施工業者等

(3) 検査する事項

【施設基準関係】

ア この検査では、建物が開設（増床改修、転換）計画書どおりに建設されているかどうかを中心として、主に次の内容及び関係書類の確認を行います。

イ 内 容

- (ア) 完成建築物（付属設備機器類を含む。）と開設（増床改修、転換）計画書との照合
- (イ) 設計変更の有無
- (ウ) 建築基準法及び消防法の検査の状況
- (エ) 工事施工業者等への支払状況
- (オ) その他

ウ 関係書類

工事請負契約書（設計図書・工事内訳書を含む。）、完成図（竣工図）、設計変更契約書（変更箇所一覧表）、下請負人通知書、工事写真、建築士業務委託（監理）契約書、業務完了報告書、消防検査済証、建築基準法の検査済証、補助金交付申請書等補助金関係書類、工事請負代金等の支払いに関する関係書類、設備整備に関する入札及び契約関係書類、施設及び設備整備に関する理事会議事録、その他施設及び設備整備関係書類

【人員基準関係】

基準どおり職員配置がなされているかを確認します。

【施設運営関係】

施設運営に関する主な書類が整備されているかを確認します。

職員名簿、免許状（写）、採用辞令、勤務表、研修記録等の職員関係書類、就業規則、給与規程等の労働関係書類及び消防計画、避難訓練等の防災関係書類、保健衛生関係書類及び会計・経理記録などです。

【入所者処遇関係】

入所者処遇に関する主な書類が整備されているかを確認します。

施設利用契約書及び重要事項説明書（事故等発生時の対応、苦情処理体制などを含む）、運営規程、施設サービス計画（ケアプラン）、入退所等判定記録、入所者等ケース記録、事業計画表、事業実施表、診療録、日誌（看護・介護、機能訓練、支援相談員等）、献立表及び給食日誌などです。